

# 一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会設置要綱

## (目的)

第1条 一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の長期経営計画および中期経営改善計画の着実な遂行により、公社の健全な経営を確保するため、事業の実績を検証し評価を行うため、経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、公社理事長が委嘱する3人の委員で組織する。

(2) 委員会に委員長を置く。

(3) 委員長は、委員の互選によって定める。

(4) 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

(5) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

(2) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 委員は、再任されることを妨げない。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(2) 委員長は、会議の議長となる。

(3) 委員会は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、公社において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。